

中華人民共和国政府の「国家建設高水平大学公派研究生項目」による派遣学生に係る授業料の免除に関する規程

(平成25年1月30日総長裁定制定)

(目的)

第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、中華人民共和国政府（以下「中国政府」という。）が定める「国家建設高水平大学公派研究生項目」（聯合培養博士研究生として派遣され入学する者を除く。以下「高水平プログラム」という。）により派遣され、本学の大学院博士後期課程（アジア・アフリカ地域研究研究科の一貫制博士課程における博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。）又は医学研究科医学専攻若しくは薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する者（以下「高水平プログラム派遣学生」という。）のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 高水平プログラム派遣学生のうち、当該派遣学生を受け入れる研究科において学業優秀と認められる者については、願い出により、授業料の全額を免除することがある。

2 前項の規定により免除の対象となる授業料は、大学院博士後期課程にあつては入学後3年を超えない期間、医学研究科医学専攻又は薬学研究科薬学専攻の博士課程にあつては入学後4年を超えない期間とする。

(出願手続)

第3条 前条第1項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。

(1) 申請書

(2) その他総長が必要と認める書類

2 授業料の免除の出願期日は、総長があらかじめ告知する。

3 授業料の免除の申請書の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第4条 授業料の免除の決定は、国際交流推進機構協議会（京都大学国際交流推進機構規程（平成17年達示第11号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）の議を経て、総長が行う。

2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、国際交流推進機構長は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(授業料の免除の取消し)

第5条 中国政府の国家留学基金管理委員会により高水平プログラム派遣学生の資格を取り消された者に対しては、総長は、国際交流推進機構協議会の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。

2 前項の規定により入学後に授業料の免除を取り消された者は、当該学期の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第6条 第4条第2項の規定は、前条の規定による授業料の免除が取り消された場合に準用する。

(事務)

第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、研究国際部留学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月30日から施行し、平成25年4月1日以後に入学する者から適用する。